

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件 新旧対照条文表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一～五（略）	一～五（略）
六 アフリベルセプト ベータ及びその製剤	（新設）
七～四十二（略）	六～四十一（略）
四十三 クリサンタスパーゼ及びその製剤	（新設）
四十四～七十三（略）	四十二～七十一（略）
七十四 ニ・ゾー「二」(一R)――「一」(二・五)ジクロロベンゾイル)アミノ」アセチル」アミノ)―三―メチルブチル)―五―オキソ―一・三・二―ジオキサボロラン―四・四―ジイル)二酢酸（別名イキサゾミブクエン酸エステル）及びその製剤	（新設）
七十五～八十一（略）	七十二～七十八（略）
八十二 七―「(二S・三S・四R・五R)―三・四―ジヒドロキシ―五―(ヒドロキシメチル)ピロリジン―二―イリ」―一・五―ジヒドロ―四H―ピロロ「三・二―d」ピリミジン―四―オン（別名フォロデシン）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）

八十三
〜
百七十六

(略)

七十九
〜
百七十二

(略)